

兵庫県公報

平成25年12月13日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する等の条例（障害福祉課）	2
○ 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（河川整備課）	2
○ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市政策課）	2

公布された法令のあらまし

●税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

地方税法の一部改正により、地方税に係る延滞金の割合が見直されることに鑑み、使用料、手数料等の税外徴収金の延滞金の割合について所要の整備を行うこととした。

●障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する等の条例（条例第35号）

障害者自立支援特別対策事業に関する事務が終了することに伴い、当該事業の資金として交付を受けた障害者自立支援対策臨時特例交付金の残額を国に返還するため、障害者自立支援特別対策事業基金の処分に関する規定について所要の整備を行い、当該交付金の残額の国への返還が終了する平成26年5月31日限りで障害者自立支援特別対策事業基金条例を廃止することとした。

●河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

河川法の一部改正により、河川管理者の許可を受けて占有されている河川の流水等を使用した水力発電を行うおとする者は、河川管理者の許可に代えて登録を受けなければならないものとされたことに伴い、当該登録を受けた者から流水占用料を徴収することとした。

●屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第37号）

屋外広告物行政の一層の推進を図るため、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の規制に係る条例の制定又は改廃に関する事務の処理を関係市町が行うことができるよう所要の整備を行うこととした。

条 例

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第34号

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則第5項中「規定する延滞金の」の右に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「においては、」の右に「年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合。以下同じ。）に2を乗じて得た割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては」を加え、「（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、切り捨てる。）」を「に年1パーセントの割合を加算した割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。



障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第35号

障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する等の条例

(障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部改正)

第1条 障害者自立支援特別対策事業基金条例（平成19年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

2 基金は、第4条の規定にかかわらず、国に障害者自立支援対策臨時特例交付金を返還するための財源に充てるため、処分することができる。

(障害者自立支援特別対策事業基金条例の廃止)

第2条 障害者自立支援特別対策事業基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年6月1日から施行する。



河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第36号

河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「流水の占用の許可」の右に「若しくは法第23条の2の規定による流水の占用の登録」を加え、「占用等の許可」を「占用の許可等」に改め、同条第2項中「占用等の許可」を「占用の許可等」に改める。

第3条第1項中「第23条」の右に「若しくは第23条の2」を加え、同条第2項中「占用等の許可」を「占用の許可等」に改める。

第4条中「占用等の許可」を「占用の許可等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第37号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「又は西宮市」を「、西宮市又は第30条の2に規定する規則で定める市町」に改め、「当該中核市」の右に「、法第28条の規定により法第3条から第5条までの規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を処理することとされた市町村の区域内に存する場合にあっては当該市町村」を加える。

第30条の次に次の1条を加える。

(景観行政団体等の特例)

第30条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務（電車に表示する広告物に係るものを除く。）は、規則で定める市町が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(景観の形成等に関する条例の一部改正)

2 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「又は西宮市」を「、西宮市又は屋外広告物条例第30条の2に規定する規則で定める市町」に改める。